

教育情報化推進法案要綱

第一 前文

資源に乏しい我が国が、文化及び経済を更に発展させ、社会の活力を維持するためには、豊かな人間性と創造性を備えた人間を育成する必要がある。特に、世界的に進行する高度情報通信ネットワーク社会を生きる世代には、情報活用能力を駆使して創造力、表現力及びコミュニケーション力等を発揮することがこれまで以上に求められる。

このような資質を備えた人間を育成するには、二十一世紀にふさわしい教育の機会を保障することが重要であり、その実現のためには、教育においてコンピュータやインターネット等の情報通信技術を最大限に活用するとともに、主たる教材である教科書については、デジタル教科書で学べる環境を全ての児童生徒に保障することが必須である。同時に、クラウド、ソーシャルメディア、ビッグデータ等、社会における情報通信技術の発展に適応した学習・教育環境を整備するとともに、未来の教育の研究に至る総合的な措置が必要である。

このような基本認識に立ち、ここに、関連施策を総合的かつ集中的に推進するため、この法律を制定する。

第二 目的及び定義

一 目的

この法律は、デジタル教科書を教科用図書として位置づけ、その普及を促進するとともに、社会経済の情報通信技術の発展に適応した学習・教育環境を整備することにより、二十一世紀にふさわしい教育を実現することを目的とすること。(第一条関係)

二 定義

この法律において「デジタル教科書」とは、児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形、音声又は映像を組み合わせたものに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）であって、文部科学大臣の検定を経たものをいうものとする事。
(第二条関係)

第三 学校教育法の一部改正関係（第三条関係）

教科用図書に、デジタル教科書を含むこととすること。(同法第三十四条第一項関係)

第四 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正関係（第四条関係）

- 一 教科書に、デジタル教科書を含むこととすること。(同法第二条第一項関係)
- 二 その他規定の整備をすること。

第五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正関係（第五条関係）

- 一 教科用図書の義務教育諸学校の設置者への給付及び児童又は生徒への給与に当たり、電磁的方法による記録又は送信を行う場合には、政令で定めるところにより、著作権等の侵害する行為の防止又は抑止をする技術的保護手段を講じなければならないこととする。こと。（同法第八条関係）
- 二 その他規定の整備をすること。

第六 著作権法の一部改正関係（第六条関係）

- 一 教科用図書に、デジタル教科書を含むこととし、公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、デジタル教科書に複製し、及び自動公衆送信（送信可能化を含む。以下第五において同じ。）を行うことができることとすること。（同法第三十三条第一項関係）
- 二 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）のうちデジタル教科書に準ずるものに複製し、及び自動公衆送信を行うことができることとすること。（同法第三十三条第二項関係）
- 三 同法第三十三条から第三十七条の二までのいずれかの規定に基づき、著作物の公衆送信を行う場合には、技術的保護手段を講じなければならないこととすること。（第三十七条の三関係）
- 四 一から三までを、著作隣接権の目的となっている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用することとすること。（同法第百二条第一項関係）
- 五 その他規定の整備をすること。

第七 責務（第七条関係）

一 国の責務

国は、デジタル教科書の普及の促進、教育を目的として著作物を利用するための権利処理の円滑化、クラウドに係る基盤整備及びそのセキュリティ対策の強化その他社会における情報通信技術の発展に適応した学習・教育環境の整備等のために必要な措置を講じるものとする。

二 地方公共団体の責務

地方公共団体は、デジタル教科書の普及の促進、社会における情報通信技術の発展に適応した学習・教育環境の整備等のために必要な措置を講じるものとする。

三 学校の責務

学校は、児童及び生徒がデジタル教科書を適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

四 保護者の責務

保護者は、児童及び生徒がデジタル教科書を表示する端末（読上げ、拡大等の機能に対応するものを含む。）を使用する環境の整備に努めるものとする。

第八 規格等（第八条関係）

一 規格

国は、デジタル教科書、それを表示する端末及びデジタル教科書等に関する情報の電磁的流通について、標準的な規格（障害のある児童及び生徒へ配慮したものを含む。）を策定し、公表するものとする。

二 障害者対応

国は、障害のある児童及び生徒が、読上げ、拡大等の機能に対応するデジタル教科書を使用することができるために必要な措置を講じるものとする。

三 端末無償給付

国は、保護者の経済的事実等により、デジタル教科書を表示する端末（読上げ、拡大等の機能に対応するものを含む。）の保有が困難な児童及び生徒へ、これを無償給付するものとする。

四 調査研究

国は、デジタル教科書及び社会における情報通信技術の発展に適応した学習・教育環境であって政令で定めるものに関する調査研究等を推進するとともに、それらの利用を促進するものとする。

第九 その他（附則関係）

- 一 この法律の施行期日、所要の経過措置等について定めること。
- 二 その他関係法律について所要の改正を行うこと。